



国空機第 1127 号

整理  
番号

TCD-9291-2019

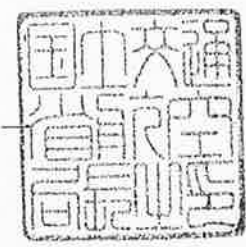
耐 空 性 改 善 通 報

令和元年 12 月 11 日

適用航空機の所有者各位

国土交通省航空局長

和 田 浩



1. 第 2 項の航空機又はその装備品等の安全性又は環境適合性を確保するため、第 3 項の整備又は改造作業等の実施が必要であると認められますので通報します。

なお、本通報による検査、修理、交換、改造等が実施されないときは、航空法第 14 条の 2 第 1 項に基づく整備改造命令を発出し、又は同法第 134 条第 2 項に規定された立入検査を実施のうえ、同法第 14 条の 2 第 2 項の規定により耐空証明の効力を停止し、若しくは有効期間を短縮し、又は同法第 10 条第 3 項（同法第 10 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により指定した事項を変更する場合があります。

また、本通報により実施した作業については、同法第 58 条第 2 項に定めるとおり航空日誌に記載することが求められます。

## 2. 適用航空機

ソロ式2350 B、2350 BS、2350 C及び2350 D型発動機を装備した動力滑空機

注) これらの発動機は、ディー・ジー (グラザー・ディルクス) 式、アレキサンダー・シュライハー式、シェンプ・ヒルト式及びTechnoflug Leichtflugzeugbau式動力滑空機に装備されている可能性があるが、これらに限られるものではない。

## 3. 適用項目

ベルト・ドリブン・リダクション・ギアの上部プーリーのベアリングが破損することにより、発動機からプロペラが脱落し、機体の操縦性の低下及び損傷に至る不具合を防止するため、既に実施した場合を除き、第 3.1 項～第 3.5 項に従うこと。

注 1) 本通報における該当ボール・ベアリングとは、部品番号 (以下「P/N」という。) が 0050110 であるボール・ベアリング 25 x 52 x 15 - 6205-2-RS である。

注 2) 本通報における使用可能なボール・ベアリングとは、初めて発動機に取り付けてから 15 年未満の該当ボール・ベアリング (注 1 参照) である。

注 3) 本通報における該当ナットとは、P/N が 0028143 である六角ナットである。

注 4) 本通報における使用可能なナットとは、P/N が 0028143-V2 であるフランジ・ナットである。

注 5) 本通報におけるグループ 1 の発動機とは、該当ナット (注 3 参照) を装備した発動機である。本通報におけるグループ 2 の発動機とは、使用可能なナット (注 4 参照) を装備した発動機である。

3.1 グループ 1 の発動機 (注 5 参照) にあつては、本通報発効後 12 ヶ月を超えない時期までに、ソロ・サービス・ブレティン 4603-18 又は承認されたその後の改訂版 (以下「SB」という。) に従って、該当ナット (注 3 参照) を使用可能なナット (注 4 参照) と交換することによる改修を実施すること。

3.2 グループ 1 及びグループ 2 の発動機 (注 5 参照) にあつては、該当ボール・ベアリング (注 1 参照) を初めて発動機に取り付けてから 15 年を超えない時期又は本通報発効後 12 ヶ月を超えない時期のうちいずれか遅い時期までに、

SBに従って、該当ボール・ベアリングを使用可能なボール・ベアリング（注2参照）と交換すること。

3.3 第3.3.1項又は第3.3.2項に掲げる時期のうちいずれか該当する時期以降、該当ナット（注3参照）を新たに発動機に装備してはならない。

3.3.1 グループ1の発動機（注5参照）にあつては、第3.1項による改修実施時

3.3.2 グループ2の発動機（注5参照）にあつては、本通報発効時

3.4 本通報発効後、使用可能なボール・ベアリング（注2参照）であつて、装備後に第3.2項による交換を実施する場合に限り、当該ボール・ベアリングを新たに発動機に装備することができる。

3.5 本通報による処置を他の同等な方法で実施する場合には、航空局長の承認が必要である。ただし、EASA AD 2019-0029に係る同等な方法としてEASAの承認を受けているSB等に従って処置を実施する場合（運用限界の変更を伴う場合を除く。）には、航空局長への届出でよい。

#### 4. 備考

4.1 本通報は、令和元年12月25日から発効する。

4.2 本通報は、EASA AD 2019-0029による。

4.3 本通報の送付を受けた者は、参考配布を除き、令和2年1月10日までに、適用項目に関する実施状況を記載した報告書を、航空機安全課長に提出すること。記載要領、様式及び提出先については、航空機検査業務サーキュラーNo.3-003に従うこと。

4.4 ソロ・サービス・ブレティン4603-18（2018年12月12日付け）及び承認されたその後の改訂版は本件に関するものである。

4.5 本通報の送付を受けた者で、当該航空機を所有しているが使用者が異なり、耐空性改善通報報告書を使用者から提出する場合には、直ちに本通報を使用者に回送すること。